

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月11日
【四半期会計期間】	第65期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	日特建設株式会社
【英訳名】	NITTOC CONSTRUCTION CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中森 保
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座8丁目14番14号
【電話番号】	東京03(3542)9126番
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部経理部長 川口 利一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座8丁目14番14号
【電話番号】	東京03(3542)9126番
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部経理部長 川口 利一
【縦覧に供する場所】	日特建設株式会社札幌支店 （札幌市厚別区大谷地東4丁目2番20号（第二西村ビル）） 日特建設株式会社名古屋支店 （名古屋市中村区名駅3丁目21番4号（名銀駅前ビル）） 日特建設株式会社大阪支店 （大阪市北区万歳町4番12号（浪速ビル）） 日特建設株式会社九州支店 （福岡市博多区下川端町1番3号（明治通りビジネスセンター）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期 前第1四半期連結 累計期間	第65期 当第1四半期連結 累計期間	第64期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(百万円)	7,976	7,712	50,642
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	421	453	1,509
四半期純損失( )又は当期純利 益(百万円)	455	492	2,318
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	490	498	2,280
純資産額(百万円)	7,633	9,707	10,403
総資産額(百万円)	30,337	31,785	35,620
1株当たり四半期純損失金額 ( )又は1株当たり当期純利益 金額(円)	3.47	3.39	16.67
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	13.22
自己資本比率(%)	25.2	30.5	29.2

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 売上高には、消費税等は含まれていない。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、第64期第1四半期は潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失のため記載していない。第65期第1四半期は1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

4 第64期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理している。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結累計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

#### （1）業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により、生産活動の低下、個人消費の低迷などが続いた。最近では改善の動きも見られるようになってきたが、電力供給の不足など懸念すべき問題も多く、先行きは不透明な状況で推移した。

建設業界においては、民間設備投資については企業の投資意欲に停滞が見られ、公共建設投資については東日本大震災の影響もあり、公共事業の発注が低調に推移したため、引き続き厳しい受注環境となった。

このような事業環境において、当社グループは経営理念「基礎工事における総合技術力と効率的な経営で、安全・安心な国土造りに貢献する会社」のもと、平成23年5月20日付けで中期経営計画〔Step 〕（平成23年度～平成25年度）を公表した。本計画は、当社の強みを最大限に活かして、激変する建設市場でも確かな収益力を背景に安定した経営基盤を構築して「新生日特の創生」から成長戦略への転換を図ることを目的とし、基礎分野のシェアと事業領域の拡大、組織力強化を事業戦略の柱としてスタートしている。

その結果、売上高は7,712百万円（前年同四半期比3.3%減）、営業損失は434百万円（前年同四半期は営業損失387百万円）、経常損失は453百万円（前年同四半期は経常損失421百万円）となり、四半期純損失は492百万円（前年同四半期は四半期純損失455百万円）となった。

当社グループの売上高は、通常受注形態として第4四半期に完成する工事の割合が大きく、業績に季節変動がある。

#### （2）財政状態の分析

当第1四半期連結累計期間末における財政状態は、総資産が31,785百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,834百万円減少している。これは主に、流動資産で、現金預金が773百万円、未成工事支出金が1,221百万円増加し、受取手形・完成工事未収入金等が5,765百万円減少したことによるものである。

負債合計は、22,077百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,139百万円減少している。これは主に、未成工事受入金が313百万円増加し、支払手形・工事未払金等が3,046百万円、賞与引当金が132百万円、長期借入金が300百万円減少したことによるものである。

純資産合計は9,707百万円となり、前連結会計年度末に比べ695百万円減少している。これは主に、当第1四半期連結累計期間が492百万円の純損失となったこと、乙種優先株式及び普通株式に196百万円の配当を実施したことによるものである。

#### （3）キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フローの状況については、同期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、記載を省略している。

#### （4）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

なお、平成23年5月20日発表した中期経営計画〔Step 〕（平成23年度～平成25年度）」の中で経営理念、経営ビジョン、目的と位置づけ（課題）、目標等を以下のように掲げている。

「経営理念」

・基礎工事における総合技術力と効率的な経営で、安全・安心な国土造りに貢献する会社

「経営ビジョン」

・信頼される技術力に培われた、環境・防災工事を主力とした基礎工事のエキスパート

「計画の目的と位置づけ（課題）」

・当社の強みを最大限に活かして激変する建設市場でも確かな収益力を背景に安定した経営基盤を構築して「新生日特の創生」（再生）から成長戦略への転換を図る。

「経営目標」

営業面（中期経営計画〔Step 〕の最終年度である平成25年度の目標）

- ・ 法面工事トップ
  - ・ 地盤改良 受注高10%増加
- 財務面
- ・ 自己資本比率35%以上
  - その他
  - ・ 営業利益率3.0%以上を維持
  - ・ 配当の継続

#### ( 5 ) 研究開発活動

当第 1 四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、81百万円である。

なお、当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

#### ( 6 ) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営成績の現状と見直し

当社グループを取り巻く事業環境は、民間設備投資については企業の投資意欲に停滞が見られていたが、下げ止まりつつあり、改善が期待されている。公共建設投資については東日本大震災の影響もあり、公共事業の発注が低調に推移したため、引き続き厳しい受注環境となった。今後は、東日本大震災による被災地の復旧・復興工事等により発注増が予想される。しかし、中長期的には財政改革の必要に迫られ、国・地方公共団体の公共建設投資は縮減基調の予算編成を続けるものと思われる。

当社グループとしては、これらの状況を踏まえて、コア事業へ経営資源を集中し、グループ役職員が一丸となって内部統制の強化、営業面・工事面・与信面の管理徹底等、さまざまな改革に取り組み、経営環境の急激な変化に対応できる体制を整えている。

この環境の中で当社グループが対処すべき重要課題は、基礎工事分野の量の確保、独自工法の売り込み、並びに民間工事のシェア拡大である。また、収益性を維持していくために、貸し倒れ、不採算工事、収支悪化工事の低減に努め、安全・品質の管理強化をより一層進めていくことも重要課題と捉えている。併せて、無駄の排除による経費削減も継続していく所存である。

さらに、業務提携先である株式会社不動テトラとのシナジー効果を発揮し、重要課題の取り組み活動を推進するとともに、併せて、当社がこれまでのり面・地盤改良・ダムグラウト工事等で培った経験やノウハウを基に開発・改良・改善した特殊技術を、「環境」「防災」「維持補修」「都市再生」分野の各種基礎工事に展開し、シェア拡大を図るとともに、当社グループの経営理念「基礎工事における総合技術力と効率的な経営で、安全・安心な国土造りに貢献する会社」のもと、東日本大震災の復旧・復興に貢献していく所存である。

#### ( 7 ) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「( 1 )業績の状況、( 4 )事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載のとおりである。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000,000
乙種優先株式	10,000,000
計	190,000,000

(注)「発行可能株式総数」欄には、平成23年6月30日現在の当社定款に記載されている株式の総数を記載している。

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	175,677,164	175,677,164	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての 権利内容に制 限のない標準 となる株式で あり、単元株式 数は1,000株で ある。
乙種優先株式	-	-	-	(注)
計	175,677,164	175,677,164	-	-

(注)乙種優先株式の内容は次のとおりである。

##### 1. 優先配当金の額

当社は、剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。)をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙種優先株式を有する株主(以下「乙種優先株主」という。)又は乙種優先株式の登録株式質権者(以下「乙種優先登録株式質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、乙種優先株式1株当たり、乙種優先株式の払込金額(200円)に対し、下記により事業年度毎に定められる乙種優先配当金配当率に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日(平成20年3月31日に終了する事業年度にあつては平成20年1月19日、いずれにおいても当該日を含む。)から当該配当の基準日(同日を含む。)までの期間につき月割計算(ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算)により算出される額の配当(以下「乙種優先配当金」という。)を支払う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に配当金(以下2.に定める乙種累積未配当金に対する配当金を除く。)を支払ったときは、かかる配当金の累積額を控除する。乙種優先配当金配当率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 2.5%

「日本円TIBOR(6ヶ月物)」は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)(平成20年3月31日に終了する事業年度にあつては平成20年1月18日。)の、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値とする。また、当該日において午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いる。日本円TIBOR(6ヶ月物)又はこれに代えて用いる数値は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

2. 累積型

ある事業年度において乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に支払われた配当金の合計額が上記1.の乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する（以下「乙種累積未配当金」という。）。乙種累積未配当金は、普通株主又は普通登録株式質権者及び乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対して支払われる。

3. 非参加型

乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対しては、乙種優先配当金を超えて配当を行わない。

4. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、乙種優先株式を有する株主又は乙種優先株式の登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、乙種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、200円を限度に支払う。

乙種優先株主又は乙種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

5. 議決権

乙種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、乙種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、乙種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 普通株式を対価とする取得請求権

乙種優先株主は、下記第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、下記第(2)号に定める条件で、当社が乙種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成20年1月18日から平成25年1月17日まで。

(2) 取得の条件

乙種優先株式は、次に定める条件により当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得させることができる。なお、乙種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = (乙種優先株主が取得を請求した乙種優先株式の払込金額の総額) ÷ 交付価額

交付価額

イ 当初交付価額

当初交付価額は、50円とする。

ロ 交付価額の調整

(a) 当社は、乙種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「交付価額調整式」という。）をもって交付価額（下限交付価額を含む。）を調整する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除したものとする。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式数に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(v)で定める対価の額とする。

- (b) 交付価額調整式により乙種優先株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（但し、平成20年1月15日開催の当会社株主総会の決議に基づき普通株式が交付される場合及び当会社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下本口において同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下本口において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）調整後の交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする、以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 普通株式の株式分割をする場合  
調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価（以下に定義される。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。  
上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 普通株式の併合をする場合  
調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。
- (v) 上記(iii)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- (c)(i) 交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示値。）の平均値（終値のない日数を除く、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入。）とする。
- (d) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な交付価額の調整を行う。
- (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために交付価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき。

(e) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により交付価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各乙種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

取得請求受付場所

株主名簿管理人 中央三井信託銀行 本店

取得の効力発生

取得請求書及び乙種優先株式の株券が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当社は、乙種優先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

8. 普通株式を対価とする取得条項（一斉取得条項）

乙種優先株式は、上記7.(1)号の取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった乙種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当社の普通株式と引換えに取得するものとする。この場合の、乙種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、一斉取得日を取得請求の効力が生じる日とみなして、上記7.(2)号により算出される株式数と同株数とする。なお、乙種優先株主に対して交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取り扱う。

9. 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成22年6月30日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）をもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、乙種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる乙種優先株式を取得するのと引換えに、乙種優先株式1株につき、下記 又は のいずれか高い方の額の金銭を乙種優先株主に対して交付する。なお、乙種優先株式の一部を取得するときは、当社が各乙種優先株主から取得する乙種優先株式の数は、各乙種優先株主が保有する乙種優先株式の数に応じた按分比例の方法により決定される。

以下の算式により算出される金額

$$\text{償還価額} = \frac{\text{普通株式1株当たり時価}}{\text{交付価額}} \times 200$$

上記の算式において、「普通株式1株当たり時価」とは、強制償還日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）をいい、「交付価額」とは、強制償還日における第7項第（2）号 に定める交付価額をいう。

240円

10. 単元株式数

1,000株

11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めは無い。

12. 普通株主に先立ち優先配当を支払うことから、株主総会において議決権を有しない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。



(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年6月3日 (注)1	乙種優先株式 - 普通株式 10,000,000	乙種優先株式 10,000,000 普通株式 145,677,164	-	6,052	-	1,753
平成23年6月9日 (注)2	乙種優先株式 - 普通株式 30,000,000	乙種優先株式 10,000,000 普通株式 175,677,164	-	6,052	-	1,753
平成23年6月21日 (注)3	乙種優先株式 10,000,000 普通株式 -	乙種優先株式 - 普通株式 175,677,164	-	6,052	-	1,753

(注)1 乙種優先株主の取得請求権の行使により、普通株式が10,000,000株増加したものである。

(注)2 乙種優先株主の取得請求権の行使により、普通株式が30,000,000株増加したものである。

(注)3 乙種優先株主の取得請求権の行使により、当社が取得した乙種優先株式10,000,000株を会社法第178条の規定に基づき消却したことにより、乙種優先株式が10,000,000株減少したものである。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	乙種優先株式 10,000,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 265,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式(注)2 134,862,000	(注)2 134,862	-
単元未満株式	普通株式(注)3 550,164	-	-
発行済株式総数	145,677,164	-	-
総株主の議決権	-	134,862	-

(注)1 (1)株式の総数等 発行済株式(注)を参照。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれている。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式803株が含まれている。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日特建設株式会社	東京都中央区銀座 8丁目14番14号	265,000	-	265,000	0.18
計	-	265,000	-	265,000	0.18

(注) 株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)ある。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれている。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はない。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載している。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人保森会計事務所による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金預金	9,578	10,351
受取手形・完成工事未収入金等	15,421	9,656
商品及び製品	8	18
販売用不動産	0	0
未成工事支出金	1,668	2,890
材料貯蔵品	214	211
繰延税金資産	808	808
その他	293	300
貸倒引当金	100	119
流動資産合計	27,892	24,117
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物(純額)	1,185	1,171
機械、運搬具及び工具器具備品(純額)	187	161
土地	5,347	5,347
リース資産(純額)	23	24
その他(純額)	2	2
有形固定資産合計	6,745	6,707
無形固定資産	227	221
投資その他の資産		
投資有価証券	418	408
その他	475	465
貸倒引当金	138	134
投資その他の資産合計	755	739
固定資産合計	7,727	7,668
資産合計	35,620	31,785
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	12,832	9,785
短期借入金	600	600
未成工事受入金	2,712	3,025
リース債務	26	26
完成工事補償引当金	55	52
工事損失引当金	66	62
賞与引当金	283	150
その他	839	1,021
流動負債合計	17,416	14,724

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>固定負債</b>		
長期借入金	3,200	2,900
リース債務	29	28
繰延税金負債	21	17
退職給付引当金	3,954	3,964
その他	595	442
<b>固定負債合計</b>	<b>7,800</b>	<b>7,352</b>
<b>負債合計</b>	<b>25,216</b>	<b>22,077</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	6,052	6,052
資本剰余金	2,022	2,022
利益剰余金	2,362	1,673
自己株式	65	66
<b>株主資本合計</b>	<b>10,372</b>	<b>9,682</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	31	25
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>31</b>	<b>25</b>
<b>純資産合計</b>	<b>10,403</b>	<b>9,707</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>35,620</b>	<b>31,785</b>

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
<b>売上高</b>		
完成工事高	7,956	7,691
その他の事業売上高	19	20
売上高合計	7,976	7,712
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	7,114	6,962
その他の事業売上原価	7	10
売上原価合計	7,122	6,972
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	841	728
その他の事業総利益	12	10
売上総利益合計	854	739
<b>販売費及び一般管理費</b>	1,242	1,174
営業損失( )	387	434
<b>営業外収益</b>		
受取利息	0	1
受取配当金	6	15
特許関連収入	3	8
その他	1	2
営業外収益合計	13	27
<b>営業外費用</b>		
支払利息	41	31
支払手数料	1	9
その他	4	6
営業外費用合計	46	46
経常損失( )	421	453
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	0	-
特別利益合計	0	-
<b>特別損失</b>		
固定資産除売却損	3	-
特別損失合計	3	-
税金等調整前四半期純損失( )	424	453
法人税、住民税及び事業税	30	38
法人税等合計	30	38
少数株主損益調整前四半期純損失( )	455	492
四半期純損失( )	455	492

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	455	492
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	35	5
その他の包括利益合計	35	5
四半期包括利益	490	498
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	490	498

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1 保証債務 (1) 当社の販売物件購入に対する借入金について保証を行っている。 14件 56百万円 (2) 住宅資金融資規定により、従業員が銀行から借入れた住宅資金に対し、その債務の保証を行っている。 114百万円 2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結している。 当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりである。  貸出コミットメントの総額 3,000百万円 借入実行残高 - 差引額 3,000	1 保証債務 (1) 当社の販売物件購入に対する借入金について保証を行っている。 14件 54百万円 (2) 住宅資金融資規定により、従業員が銀行から借入れた住宅資金に対し、その債務の保証を行っている。 111百万円 2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結している。 当第1四半期連結会計期間末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりである。  貸出コミットメントの総額 3,000百万円 借入実行残高 - 差引額 3,000



(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)																				
<p>1 1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr><td>従業員給料手当</td><td>568百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>56百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>75百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>23百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>11百万円</td></tr> </table> <p>2 当社グループの売上高は、主たる事業である建設事業において、契約により工事の完成引渡し第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における売上高に比べ、第4四半期連結会計期間の売上高が著しく多くなるといった季節的変動がある。</p>	従業員給料手当	568百万円	賞与引当金繰入額	56百万円	退職給付費用	75百万円	減価償却費	23百万円	貸倒引当金繰入額	11百万円	<p>1 1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr><td>従業員給料手当</td><td>549百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>58百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>66百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>21百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>15百万円</td></tr> </table> <p>2 同左</p>	従業員給料手当	549百万円	賞与引当金繰入額	58百万円	退職給付費用	66百万円	減価償却費	21百万円	貸倒引当金繰入額	15百万円
従業員給料手当	568百万円																				
賞与引当金繰入額	56百万円																				
退職給付費用	75百万円																				
減価償却費	23百万円																				
貸倒引当金繰入額	11百万円																				
従業員給料手当	549百万円																				
賞与引当金繰入額	58百万円																				
退職給付費用	66百万円																				
減価償却費	21百万円																				
貸倒引当金繰入額	15百万円																				

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費 59百万円	減価償却費 55百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の総額	配当金の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	乙種優先株式 (注)	146百万円	その他 資本剰余金	14.61円	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(注) 乙種優先株主に対する配当金の総額の内訳は、第61期乙種優先株式未払優先配当金13百万円(1株当たり1.37円)、第62期乙種優先株式未払優先配当金67百万円(1株当たり6.78円)、第63期乙種優先株式優先配当金64百万円(1株当たり6.46円)である。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の総額	配当金の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	乙種優先株式	61百万円	利益剰余金	6.10円	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	135百万円	利益剰余金	1.00円	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

当社グループは、建設事業の単一セグメントであるため、記載を省略している。

当第1四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）

当社グループの報告セグメントは、当社及び連結子会社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するため、定期的に検討を行う対象となっている。

当社グループは、建設事業のほかに、商品資材販売等事業、及び保険代理業の事業活動を展開しているが、それらは開示情報としての重要性に乏しく、建設事業の単一セグメントとなるため記載を省略している。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）	当第1四半期連結累計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）
(1) 1株当たり四半期純損失金額	3.47円	3.39円
（算定上の基礎）		
四半期純損失金額（百万円）	455	492
普通株主に帰属しない金額（百万円）	15	-
（うち乙種優先配当）	(15)	-
普通株式に係る四半期純損失（百万円）	470	492
普通株式の期中平均株式数（千株）	135,417	145,077
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

（注）前第1四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していない。当第1四半期連結累計期間については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

（重要な後発事象）

該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月 9日

日特建設株式会社  
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 公認会計士 三 枝 哲 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 津 倉 眞 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日特建設株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日特建設株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。